

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）、第6号の2様式又は第6号の3様式（地方税法（以下「法」といいます。）第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限りです。）、第6号の3様式（その2）（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限りです。）若しくは第6号の3様式（その3）（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限りです。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付してください。
- (2) 本県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人、同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業又は同項第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2 記載上の注意

各欄中、「000」とある欄又は「千円」とある欄については、その欄に記載する金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

3 各欄の記載のしかた

※ 各欄の記載のしかた中——▶とされている欄については、該当する場合のみ記載します。

I 道府県民税及び事業税

欄	添付先の申告書	記載のしかた	
<p>①から④までの各欄に記載する金額は、「記載のしかた」欄に掲げる添付先の申告書のそれぞれの欄の記載のしかたに従って記載します。</p> <p>【通算法人、通算法人であった法人、連結法人及び連結法人であった法人】①から④までの各欄は記載しないでください。（第6号様式別表1又は第6号様式別表1の3に記載します。）</p> <p>【県内に恒久的施設を有する外国法人】①から④までの各欄は記載しないでください。（第6号様式別表1の2に記載します。）</p>			
1 「法人名」	第6号様式 〃（その2・その3） 第6号の3様式 〃（その2・その3）	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">第1号 第2号 第3号 第4号</td></tr></table> に掲げる事業」	第1号 第2号 第3号 第4号	〃	事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」、「第3号」又は「第4号」の該当するものを○印で囲んでください。
第1号 第2号 第3号 第4号			
3 「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」	第6号様式 〃（その2・その3）	「法人税法の規定によって計算した法人税額 ①」	
4 「試験研究費等の額に係る法人税額の特別控除額 ②」	〃	「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②」	

5 「還付法人税額等の控除額 ③」	〃	「還付法人税額等の控除額 ③」
6 「退職年金等積立金に係る法人税額 ④」	第6号様式 〃(その2・その3)	「退職年金等積立金に係る法人税額 ④」
	第6号の2様式	「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 ①」
7 「差引計 ⑤」	第6号様式 〃(その2・その3)	①欄+②欄-③欄+④欄の計算結果を記載します。 以下の法人は、それぞれに定める金額を記載します。 【通算法人及び通算法人であった法人】第6号様式別表1の④欄の金額 【県内に恒久的施設を有する外国法人】第6号様式別表1の2の④欄の金額
	第6号の2様式	④欄の金額を記載します。
8 「所得金額」(⑥から⑩までの欄)	第6号様式 〃(その2・その3)	所得金額を課税標準とする法人のみが記載します。
	第6号の3様式 〃(その2・その3)	(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得 ア ⑥から⑩までの各欄は、所得の金額を年400万円以下の金額(⑥欄)、年400万円を超え年800万円以下の金額(⑦欄)及び年800万円を超える金額(⑧欄)に区分した金額(特別法人の場合、年400万円以下の金額(⑥欄)及び年400万円を超える金額(⑦欄)に区分した金額)を記載します。 ※1 事業年度が1年に満たないときは、年400万円及び年800万円とあるのは、400万円及び800万円にその事業年度の月数(月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)を乗じて12で除して得た金額となります。 ※2 ⑦欄及び⑧欄の計算において控除する年400万円以下の金額及び年800万円以下の金額は、端数を切り捨てる前の金額となります。 例 所得金額12,000,000円で、事業年度の月数が5月の場合 ⑥欄 1,666,666 (=4,000,000×5÷12 (=1,666,666)) ⑦欄 1,666,666 (=8,000,000×5÷12 (=3,333,333) -1,666,666) ⑧欄 8,666,666 (=12,000,000-3,333,333) ※3 特別法人とは法第72条の24の7第5項各号に規定する協同組合等をいいます。 イ ⑩欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。 ※軽減税率が適用されない法人は、事業年度の末日(解散した法人は解散の日)において3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。 (2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩欄に記載します。
9 「付加価値額 ⑪」	〃	法第72条の2第1項第1号イ若しくは同項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑪欄の金額を記載します。
10 「資本金等の額 ⑫」	〃	法第72条の2第1項第1号イ若しくは同項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑫欄の金額を記載します。
11 「収入金額 ⑬」	〃	次の法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 ・電気供給業及びガス供給業を行う法人…第6号様式別表6の⑬欄の金額 ・生命保険会社又は外国生命保険会社等…第6号様式別表7の⑮欄の金額 ・損害保険会社又は外国損害保険会社等…第6号様式別表8の⑰欄の金額 ・少額短期保険業者…第6号様式別表8の⑱欄の金額 ・株式会社日本貿易保険…第6号様式別表8の㉓欄の金額 (2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の
	〃	

		<p>⑬の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の ⑬の欄の金額を記載します。</p>
--	--	---

II 分割課税標準額等

欄		記載のしかた
	1 「事務所又は事業所」	同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。
事業税	2 「分割基準（単位＝）」	「(単位＝)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。
	3 事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	<p>(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。</p> <p>(2) 上段の()内には、法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する事業所等（以下「工場である事業所等」といいます。）について、同号ただし書の規定を適用する前の当該工場である事業所等の従業者数を記載します。 ※ 本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。</p> <p>(3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
	4 「分割課税標準額」（⑭から⑳までの欄）	<p>「課税標準の総額」各欄（⑨欄を除きます。）の金額を事業税の「分割基準」欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、これに各都道府県の事業税の「分割基準」の小計の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>※ 1単位当たりの分割課税標準額の算出に当たり小数点以下の数値が生じたときは、分割基準の合計数値の桁数に1を加えた桁数に相当する位以下を切り捨てた数値を記載します。</p> <p>例 分割基準の合計数値が143、課税標準の総額26,000,000の場合 $26,000,000 \div 143 = 181,818.181818181 \dots \rightarrow 181,818.181$</p> <p>なお、各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>※ 「製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額」及び「鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額」についても同様に端数処理をします。</p>
道府県民税	5 「分割基準」	<p>事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。</p> <p>※ 事業税の分割基準の数値と一致する場合は、記載する必要はありません。</p>
	6 「分割課税標準額⑳」	<p>「課税標準の総額」の「差引計 ⑤」欄の金額を道府県民税の「分割基準」欄の合計数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、これに各都道府県の道府県民税の「分割基準」の小計の数値を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>分割課税標準額の算出における小数点以下の端数処理及び分割課税標準額の端数処理については、事業税の場合と同じです。</p>

4 分割基準の取扱い

I 道府県民税

法人税額の課税標準の算定期間（事業年度）の課税標準の算定期間（連結事業年度）（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数により算定します。

ただし、算定期間の中で新設、廃止又は従業者の数に著しい変動のあった事務所又は事業所にあつては、III 特殊な場合の計算方法（1）から（3）に掲げる計算式により算出した従業者の数をいいます。

II 事業税

- (1) 製造業…課税標準の総額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数により按分します。
- ※ 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数（その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数）の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。
- (2) 電気供給業…次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれに定めるところによります。
- ア 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして地方税法施行規則（以下「規則」といいます。）第3条の14第1項で定めるものを含みます。以下「小売電気事業等」といいます。）…課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合は、当該事業年度終了の日。以下同じです。）現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数により按分します。
- イ 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」といいます。）、同条第1項第10号に規定する送電事業（以下「送電事業」といいます。）（これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含みます。）、同法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業（以下「配電事業」といいます。）及び同項第12号に規定する特定送配電事業
- (ア) (イ)以外の場合
- …課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する発電等用電気工作物をいいます。以下同じです。）と電氣的に接続している電線路（電圧が66キロボルト以上のものに限り、以下同じです。）の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額により按分します。
- (イ) 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合
- …課税標準額の総額を、事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額により按分します。
- ウ 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして規則第3条の14第2項で定めるものを含みます。以下「発電事業等」といいます。）及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業
- (ア) (イ)以外の場合
- …課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所又は蓄電用の施設の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額により按分します。
- (イ) 事務所又は事業所の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合
- …課税標準額の総額を、事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額により按分します。
- ※ 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載し、その明細書を添付してください。
- (3) ガス供給業及び倉庫業…課税標準額の総額を、事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額により按分します。
- (4) 鉄道事業及び軌道事業…課税標準額の総額を、事業年度終了の日現在における軌道の単線換算キロメートル数により按分します。
- ※ 鉄道事業又は軌道事業とその他の事業を併せて行っている場合には、課税標準額（⑥から⑧欄又は⑩欄及び⑪欄、⑫欄）を鉄道事業又は軌道事業の売上金額とその他の事業の売上金額（その他事業が百貨店業であれば売上総利益金額）によって按分し、この按分した課税標準額をそれぞれの分割基準で分割します。
- (5) その他の事業…課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数により按分します。

※ 課税標準額（⑥から⑧欄又は⑩欄及び⑪欄、⑫欄）の額の2分の1を事務所又は事業所数、従業者の数でそれぞれ分割します。

注1 (1)、(2)ア及び(5)において、事業年度の中で新設、廃止又は従業者の数に著しい変動のあった事務所又は事業所にあつては、Ⅲ 特殊な場合の計算方法 (1) から (3) までに掲げる計算式により算出した従業者の数をいいます。

注2 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業（売上金額の最も大きい事業）の分割基準によります。

なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。

注3 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、注2にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める分割基準によります。

ア 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合…(2)イに定める分割基準

イ 発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合…(2)ウに定める分割基準

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合…電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

注4 注3の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、注2及び注3にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、注3のアからウまでに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。

注5 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、注2から注4までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(4)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。

【主たる事業】…売上金額の最も大きい事業を主たる事業とします。

【工場】…物品の製造、加工又は組立て、物品の整備又は修理等生産に関する業務が行われている事務所又は事業所

【工場の従業者】…工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に勤務する従業者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に勤務する従業者のほか、その工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を担当する部門に勤務する従業者

Ⅲ 特殊な場合の計算方法（県民税・事業税ともにこの計算方法により取扱います。）

事業年度（県民税にあつては算定期間）の中で事務所又は事業所の新設等があつた場合の従業者の数

(1) 事業年度の中で新設された事務所又は事業所

$$\text{事業年度終了の日現在の従業者の数} \times \frac{\text{新設された日から事業年度終了の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

(2) 事業年度の中で廃止された事務所又は事業所

$$\text{廃止された月の前月末日現在の従業者の数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$

(3) 事業年度に属する各月末日現在の従業者の数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所又は事業所

$$\frac{\text{事業年度に属する各月の末日現在の従業者の数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}$$

注1 上記により計算した従業者の数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

注2 月数の計算は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

(7.4)